

61 学校当局者学校教練査閱立会に関する件に付各地方長官

等_八通牒

〔昭和十三年十二月〕

(注記1)

(注記2)

官普一六七号
定決裁
12月19日
文書課長
〔有原印〕
送發
12月20日
起案者
〔柴沼印〕

昭和十三年十一月八日起案

事務官
(岩松)
印

學務課長

(伊東) 普通學務局長

次官
印

專門學務局長

三

七

年

学務

432

各地方長官宛

局長

学務当局者学校教練査閱立会ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ從来モ適宜御実施ノコト、ハ存ズルモ現下

〔メラル、ニ付学校教練査閲ノ際ハ事情ノ許ス限り貴道（府県）
学務當局者ヲシテ之ニ立会ハシメ学校當事者ノ督励ニ当ラシメ
ラル、様致度此段及通牒

案ノ二

年月日

陸軍省人事局長宛

局長

官普一六七号

定決裁
10月21日
文書課長
(印原)
10月24

白
印

十月二十四日付官普一六七号ヲ以テ昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項二関スル件回答二及ビタル処右ノ中近衛師団閥

牒致シタルニ付御了知相成度
係ノ分二対スル回答ノ次第モ有之本日別紙ノ通各地方長官宛通

一、陸軍省人事局長宛ノモノニハ各地方長官宛通牒写添付ノ

四〇

一、本件ハ本年十月二十四日官普一六七号ヲ以テ陸軍省人事局長宛左記ノ通回答致シタルニ依リ本案ノ如ク各地方長官宛通牒セントスルモノナリ

記

学務当事者査閱立会ニ関スル件（近衛師団）

内閣關係局課長等ニ於テ事情許ス限り查閱ニ立会ヒ其ノ情況ヲ
先年ノ例ニ倣ヒ陸軍省ト協議シテ適當ノ学校ヲ選定ノ上本省

昭和十二年度学校教練査閱報告中希望事項ニ関スル件回答
本年七月二十六日陸普第四四九〇号ヲ以テ標記ノ件御照会ノ趣
了承右ハ別紙ノ通及回答

年 月 日

陸軍省人事局長宛

局長

次官	(伊東) 印	普通學務局長	(藤野) 印	學務課長
專門學務局長	(山川) 印	(若松) 印	(有光) 印	事務官 花押
(寺中) 印	(春山)(古坂) 印	(乙黑) 印	(柴沼) 印	(中谷) 印

(注記7)

メテ立会フコト、致度
尚地方長官監督下ノ教練查閱ニ際シテハ支障ナキ限り学務當局者ニ於テ立会ヲナス様通牒スル予定ナリ

近衛師団關係事項

一、学務当事者査閱立会二関スル件

○先年ノ例ニ倣ヒ陸軍省ト協議シテ適當ノ学校ヲ選定ノ上本省内関係局課長(加筆)ニ於テ事情ノ許ス限り查閱ニ立会ヒ其ノ情況ヲ視察スルコトシ又本省督学官ノ地方學事視察等ノ機会ニモ努メテ立会フコトト致度尚地方長官監督下ノ教練查閱ニ際シテハ支障ナキ限り學務當局者ニ於テ立会ヲナス様通牒スル予定ナリ

教練担任教員充実ニ関スル件ニ於ケル學級數対教練教師數ノ標準ニ関スル件

○事変下ノ今日ニ於テハ教練教師ノ補充ニスラ相当困難ヲ感スル現情ナルヲ以テ本問題ハ今後適當ノ時期ニ改メテ考慮スルコトト致度

一、学校教練ノ必修ニ関スル件

○学校教練ヲ必修課目トナス点ニ就イテハ大學ニ於ケル教練必修ノ問題トモ関聯スルヲ以テ目下鋭意考究中ナリ

第一師団関係事項

一、専門学校以上ニ於ケル教練科独立ニ関スル件

○教練ヲ体操科中ヨリ独立シ一科目トナスノ点ニ就イテハ高等専門学校ニ於ケル授業時間數等ノ関係上相當考慮ノ要アルニ付十分考究セントス

一、教授力ノ増加、設備上ノ施設特ニ瓦斯防護資材ノ整備、教練ニ対スル教職員ノ熱意協力程度ノ視察激励ニ関スル件

第四師団関係事項

一、学校当局者ノ学生々徒体位向上ニ関スル注意ノ件

○本省ニ於テハ保健衛生並体育運動ニ付キ施設、指導ノ改善ニ関シ着々研究中ナリ

第五師団関係事項

一、学生生徒ノ体位向上ニ関スル件

○学生生徒児童ノ体格ノ良好ナラサルモノアルニ鑑ミ体育關係者ハ拳ツテ関心ノ要アルハ言ヲ俟タサル所ニシテ各種運動ノ記録優勝ヲ目標トスル選手制度ノ改善ニ就イテハ特ニ留意シツ、アリ

○申出ノ事項ニ関シテハ督学官其ノ他ノ関係官出張ノ際特ニ留意シテ視察激励ニ力ムルコトト致度

第二師団関係事項

一、高等専門学校以上ノ教練查閱ニ文部省ヨリ視察官派遣ニ関スル件

○近衛師団関係事項ニ付テ回答シタル通高等専門学校以上ノ教練查閱ニ視察官派遣ノ点ニ就イテハ今後可成御希望ニ副フ様致度

第三師団関係事項

一、昭和九年五月学務部長會議ニ於ケル文部省指示事項學校

第六師団関係事項

一、教練資材ノ整備充実ニ関スル件

○本件ニ関シテハ絶エス地方学務当局者及学校長ヲ督励

シツ、アリ客年十月官普二〇七号ヲ以テ更ニ瓦斯防護

ノ指導普及徹底及教練資材ノ整備方ニ関シ通牒ヲ発シ

タリ全国ニ於ケル其ノ整備情況ハ各学校長ヨリ提出セ

ル本年五月報告ノ学校教練情況報告書ニ依リ明カナル

如ク各府県何レモ府県費ヲ以テ新資材ヲ整備セリ固ヨ

リ地方財政ノ都合上十分ナルヲ得スト雖漸次充実スル

ニ至ルモノト認ム尚陸軍省ニ於テハ可成速ニ新古品銃器
器払下ヲ復活シ且新兵器ノ払下ヲ実行セラレンコトヲ

要望ス

一、学生生徒ノ体育向上ニ関スル件

○学生生徒ノ体育向上ニ関シ学校ノ性質及環境等ニ依リ

各適切ナル指導ノ必要アルハ大ニ認ムル所ニシテ此点ニ就イテハ学校体操教授要目其ノ他ニ於テ特ニ注意ヲ
払ヒツツアリ

第七師団關係事項

一、中等実業学校教練時数増加ノ件

○実業学校教練毎週教授時数ヲ中学校ニ於ケル時数ト同様ナラシムルコトハ教練成績向上ノ上ヨリ望マシキコトナルモ実業学校ハ中学校ト異ナリ高学年ニ於テ実業学科目並ニ実驗実習ノ時数多キ為教練時数ヲ増加スルコト困難ナル実情ニ在〔利ト認ム〕ルモ尚篤ト考究スルコト、致度

一、教練教師ノ停年制ヲ制定スル件

○昭和十二年一月徵募課長ヨリ普通学務局学務課長宛ニ該問題ノ申出アリ既ニ調査研究シ居ルモ現下ノ情勢ニ於テハ實現スルコト全ク不可能ニ付更ニ将来ノ考究ニ待ツコトト致度

一、臨時採用ノ教練教師ノ俸給額ト解職後ノ就職斡旋方ニ関スル件

○今次事変ニ依リ應召セル教練教師ハ現職ノ儘トシ俸給全額ヲ給シ居ルヲ以テ之力補充ノ為臨時採用セル教師ニ対シ財政上希望通ノ俸給ヲ給シ難キ場合アルハ已ムヲ得サルモノト了知セラレ度

第十師団關係事項

一、教練査閱官ハ査閱ノ所見ヲ學校長ニ對シテ開示スル如ク

陸軍現役將校配屬學校教練査閱規程第八条ヲ改ムルノ件

○本問題ニ關シテハ寧ロ現在ノ儘ナルヲ適當ナリト思料ス

第十一師団關係事項

一、生徒ノ体位向上ニ関スル件

生徒ノ体位向上ヲ圖ル為メ學校教育ニ於テ体育、知育、德育ノ平衡ヲ得シムルハ肝要ナル事ニシテ本省ニ於テハ此ノ趣旨ノモトニ教育全般ノ刷新ニ就イテ深キ考慮ヲ^{〔利道〕}払ヒツ、アリ

一、教練教師ノ資格及待遇ニ関スル件

第八師団關係事項

○教練ハ体操ノ中ノ教練ナルヲ以テ他ノ學科目ト同様相

(注記11)

(注記10)

当ノ経歴〔保持〕〔アル〕者又ハ実力〔保持〕〔アル〕者ハ試験又ハ無試験検定ニ依リ免許状ヲ授与セラレシモノハ教諭トシテ任用セラル資格ヲ有ス 尚中等学校教練教師ノ定数ハ昭和九年五月学務部長會議ニ於ケル指示事項ニ依リ学級數ニ応シ大体ノ標準ヲ〔定メアリ〕〔示セリ〕又現在教練教師タル将校ヲ教諭トシテ任用セスシテ嘱託又ハ講師等ノ名称ヲ以テ採用シアルハ本人ノ恩給ヲ停止セシメラレサル様取り計ヒタルモノナリ只書記兼務ノ如キ形ニ於テ教練教師ヲ採用シ居ル〔モノ〕ハ地方財政上ノ都合ニ依ルモノニシテ今後出来得ル限り教練時數ニ応シ適當ナル員数ノ専任教練教師ヲ任用セシメ度希望ヲ有ス

一、学校職員特ニ校長ニ対シ時局ヲ認識セシメ知育偏重ノ弊ヲ是正スル件

○文部省ニ於テハ国体ノ本義に基キ訓育ヲ重要視シ知育偏重ノ弊ヲ打破スルコトハ多年ニ亘ル方針ニシテ近クハ本年五月地方長官會議、高等師範學校長、高等学校長、実業専門學校長会議ニ於ケル木戸文部大臣ノ訓示及本年六月師範學校長会議等ニ於ケル荒木文部大臣ノ訓示中ニモ特ニ指示セル所ナリ

第十二師団関係事項

一、学校教練ニ対スル熱意ニ關スル件

○現今ノ如ク配属将校並ニ教練教師ノ尠キ情況ニ在リテ

第十四師団関係事項

一、学生生徒ノ体位向上ニ關スル件

(イ)国民身体検査実施ニ就イテ

○適當ナル時期ニ於テ厳密ナル体位ノ検査ヲ行ヒ其ノ結果ニ基キ適応セル体育ヲ課スル必要アルハ言ヲ俟タサル所ニシテ之カ為メ本邦ニ於テハ明治三十三年以来文

部省令ヲ以テ毎年一回以上、上ハ大学ヨリ下小学校及幼稚園ニ至ルマテ学生生徒児童ノ身体検査ヲ行〔ヒ〕ハシメツツアリ尚最近在学者ノ健康ニ關シ精密ナル調査ヲ行ヒツツアリ

(ロ)学校体育ニ就イテ

○課外ニ於テモ適正ナル運動競技ヲ行ヒ体位向上ニ資スルハ肝要ナルコトニシテ本省ニ於テハ之力改善ニ着手シツツアリ

ハ特ニ學校長以下教職員協力シ教練振作上遺憾ナキヲ期スルハ寔ニ適切ノコトナリ

當局ニ於テハ此ノ点ニ鑑ミ今後極力配属將校ノ充実、教練教師ノ整備及再教育施設ノ確立並ニ教練費及之力資材ノ充実ニ力ムルト共ニ學校教練ノ実際及施設ヲ観察調査シ実施方法ノ改善ニ資シ良ク關係筋ト連絡ヲ保チ適當ナル監督指導ヲナサシメンカ為昭和十四年度ニ之カ經費ヲ要求スヘク目下銳意調査中ナリ

尚配属將校ニ於テモ學校教育全般ニ對スル理解ヲ深メ一層之ニ協力スル様適當ノ御配意煩度

第二十師団 関係事項

北支那方面軍

○何レモ所管外ナルヲ以テ承ハリ置クコトト致度

遺憾ナシトセス毎年一校宛ニテモ派遣ヲ希望ス。

○〔近衛師団関係事項〕二〔付テ〕回答シタル〔下同様〕〔通〕〔加筆〕〔抹消〕

高等専門学校以上ノ教練査閲ニ視察官派遣ノ点ニ就テハ

今後可成御希望ニ副フ様致度。

(注記13)

省專九八号

昭和十三年九月十六日

(注記14)

(第三師団)
一、学校教練ノ必修

普通学務局長 藤野 恵殿
昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ関スル件
本年八月二十四日附官普一六七号ヲ以テ申越ノ標記ノ件ニ關シ
左ノ通回答致スヘキニ付可然御取計相成度

学校教練ヲ随意課トナスハ幹部候補生制度及青年学校義務
制度ノ改善実現ニ伴ヒ考慮スヘキ問題ナルノミナラス同一
学府内ニ於テ教練修学ノ態度ニ二様アルハ其振作上ノ障礙
タルハ勿論之レカ指導ニ徹底ヲ欠キ而カモ下級學校在学生
徒ニ及ホス感作亦決シテ少シトセス速ニ必修課目ニ改善シ
内容ノ鞏化ヲ図ラレンコトヲ望ム。

(第一師団)
一、教練ハ学校ノ德育及体育兩方面ニ干与シ特ニ専門学校以上
ニ於テハ学生生徒ノ訓育ハ教練ニ俟ツコト多キ状態ナルヲ
以テ之ヲ体操科ノ一部トセス独立セル一科目トスルヲ要
ス。

○学校教練ヲ必修課目トナス点ニ就テハ大学ニ於ケル教練
必修ノ問題〔トモ関聯スルヲ〕〔〔抹消〕〔付テハ〕〕以テ目下銳意考
究中ナリ。

(第十二師団)

○教練ヲ体操科中ヨリ独立シ一科目トナスノ点ニ就テハ高
等専門学校ニ於ケル授業時間〔付テハ〕^{〔加筆〕}數等ノ關係上相等考慮ノ要
アルニ付十分考究セントス。

(第二師団)

一、高等専門学校以上ノ教練査閲ニ文部省ヨリ視察官ノ派遣ヲ
希望ス当管内ノ専門学校以上ニハ本施設制定以来一回モ派

一、現今ノ如ク配属将校渺キ情況ニ於テ学校教練ノ振作ハ県當
局及学校長以下教職員ノ教練ニ対スル熱度如何ニヨルト云
フモ敢テ過言ナラサルヘシ之ヲ當師管内一般ニ微スルニ各
学校特ニ中等学校ニ於テ教練ニ対スル理解ノ度愈々深刻化
シアリ又県當局ニ於テモ佐賀県ハ長官以下極メテ熱心ニシ
テ一般ニ良況ニアリ大学、高等、専門学校ニ於テモ学校長
ノ理解ノ程度ハ良好ノ域ニ進ミツツアルモ一般教職員ノ理

解説キモノアルヲ以テ文部當局ハ地方長官及直轄學校長ニ
對シ教練ニ一段ノ熱意ヲ増加セシメ以テ教練ノ振作ト國民
精神總動員向上ノ資ニセラレ度。

○現今ノ如ク配屬將校並ニ教練教師ノ尠キ情況ニ在リテハ
特ニ學校長以下教職員協力シ教練振作上遺憾ナキヲ期ス
ルハ寔ニ適切ノコトナリ

當局ニ於テハ此ノ點ニ鑑ミ今後極力配屬將校ノ充実、教
練教師ノ整備及再教育施設ノ確立並ニ教練費及之カ資材
ノ充実ニ力ムルト共ニ學校教練ノ實際及施設ヲ視察調査
シ實施方法ノ改善ニ資シ良ク關係筋ト連絡ヲ保チ適當ナ
ル監督指導ヲナサシメンカ為昭和十四年度ニ之カ經費ヲ
要求スヘク目下銳意調査中ナリ。

〔尚配屬將校ニ於テモ學校教育全般ニ對スル理解ヲ〕〔高〕
〔メ」深メ〕〔加筆〕一層之ニ協力》スル様適當ノ御配意煩度

省實四〇号

昭和十三年九月七日

(注記15)

實業學務局長 小笠原豊光 印
普通學務局長 藤野 恵殿

昭和十二年度學校教練查閱報告中希望事項ニ

関スル件

標記ニ關スル本局關係事項回答文別紙ノ通ニ付可然御取計相成

一、中等實業學校教練時數增加ノ件

實業學校教練科^{〔加筆〕}每週教授時數ヲ中學校ニ於ケル時數ト同様ナ
ラシムルコトハ教練科成績向上ノ上ヨリ望マシキコトナル
モ、實業學校ハ中學校ト異ナリ高學年ニ於テ實業學科目並ニ
實驗實習ノ時數多キ為教練時數ヲ增加スルコト困難ナル實情
ニ在リト認ム

〔加筆〕

一、教練教師優遇ニ關スル件

教練ハ体操ノ中ノ教練^{〔抹消〕}〔二シテ〕〔ナルヲ以テ〕他ノ學科目ト
同様相當ノ經歷保持者又ハ實力保有者ハ試験又ハ無試験檢
定ニ依リ免許状ヲ授与セラル、ノ「道」「途」アリ而シテ免許
状ヲ授与セラレンモノハ教諭トシテ任用セラル、資格ヲ有
ス〔ルモノナリ〕

尚中等學校「教練」教「員」〔抹消〕〔加筆〕ノ定数ハ「學級數ニ応ジテ定
メラレタルモノニシテ學科目ニ對スル定数ハ定メ居ラザル
ヲ以テ教練教師ノミ定数ヲ定ムルハ困難ナル実情ニアリ」
〔加筆〕昭和九年五月學務部長會議ニ於ケル指示事項ニ依リ學級
數ニ応シ大體ノ標準ヲ示セリ〕

(注記16)

又現在教練教師タル將校ヲ教諭トシテ任用セズシテ囑託又
ハ講師等ノ名稱ヲ以テ採用シアルハ本人ノ恩給ヲ停止セシ
メラレザル様取り計ヒタルモノナリ〔抹消〕〔教練教師ノミナラズ〕
一般ニ恩給受給者ハ其ノ待遇低キハ止ムヲ得ザル
〔抹消〕〔加筆〕「力ト」〔モノト〕思料セラル只書記兼務ノ如キ形ニ於テ教
練教師ヲ採用シ居ルモノアルハ地方財政「ノ逼迫セル關係」
〔加筆〕「上ノ都合ニ依ルモノ」ニシテ今後出來得ル限り教練時數ニ

応シ適當ナル員数ノ専任教練教師ヲ任用セシメ度希望ヲ有ス

一、学生、生徒ノ体育向上ニ関シ学校ノ性質及環境等ニ依リ各適切ナル指導ノ必要アルハ大ニ認ムル所ニシテ此点ニ就テハ学校体操教授要目其ノ他ニ於テ特ニ注意ヲ払ヒツツアリ

第十四師団

省体三四号

昭和十三年八月三十日

体育課長 岩原 拓印

普通学務局長 藤野 恵殿

昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ関スル件

八月二十四日附官普一六七号ヲ以テ御照会ノ標記ノ件左記ノ通及回答

記

第四師団

一、学校当局者ノ学生生徒体位向上ニ関スル注意ニ就テハ未タ不徹底ナルモノ多キハ同感ニシテ遺憾トスル所ニシテ本省ニシテ之カ為メ本邦ニ於テハ明治三十三年以来文部省令ヲ以テ毎年一回以上、上ハ大学ヨリ下、小学校及幼稚園ニ至ルマテ学生、生徒、児童ノ身体検査ヲ行ハシメツツアリ、尚最近在学者ノ健康ニ関シ精密ナル調査ヲ行ヒツツアリ

第五師団

(イ)学校体育ニ就テ

ツツアリ

課外ニ於テ〔モ〕^(加筆)適正ナル運動競技ヲ行ヒ体位向上ニ資スルハ肝要ナルコトニシテ本省ニ於テハ之カ改善ニ着手シ

ツツアリ

第十一師団

一、学生生徒ノ体位向上ニ就テ

学生、生徒、児童ノ体格ノ良好ナラサルモノアルニ鑑ミ体育關係者ハ拳ツテ関心ノ要アルハ言ヲ俟タサル所ニシテ各種運動ノ記録優勝ヲ目標トスル選手制度ノ改善ニ就テハ特ニ留意シツツアリ

第六師団

(注記18)

〔表紙〕

一、生徒ノ体位向上ヲ圖ル為メ学校教育ニ於テ体育、〔智〕^(抹消)〔知〕^(加筆)育、德育ノ平衡ヲ得シムルハ肝要ナル事ニシテ本省ニ於テハ此ノ趣旨ノモトニ体育〔全般〕^(抹消)ノ刷新ニ就テ深キ考慮ヲ払ヒツツアルモノナリ

普通学務局関係事項

一、教授力ノ充実ニ関スル件

近衛師団関係事項

一、学務当事者查閱立会ニ関スル件

〔加筆〕〔先年ノ例ニ倣ヒ陸軍省ト協議シテ適當ノ学校ヲ選定ノ上本省内関係局課長ニ於テ事情ノ許ス限り查閱ニ立会ヒ其ノ情況ヲ視察スルコトトシ又〕本省督學官ノ地方學事

視察等ノ機會モ務メテ立会フコトト致度尚地方長官監督下ノ教練查閱ニ際シテハ支障ナキ限り學務當局者ニ於テ立会ヲナス様通牒スル予定ナリ

第一師団関係事項

一、教授力ノ充実、設備特ニ瓦斯防護資材ノ整備、教練二対

スル教職員ノ熱意協力程度ノ視察激励ニ関スル件

申出ノ事項ニ關シテハ督學官其ノ他ノ關係官出張ノ際特ニ留意シテ視察激励ニ力ムルコトト致度

第三師団関係事項

一、昭和九年五月學務部長會議ニ於ケル文部省指示事項中学校教練担任教員数ノ標準ニ関スル件

事変下ノ今日ニ於テハ教練教師ノ補充ニスラ相当困難ヲ感ズル現情ナルヲ以テ本問題ハ今後適當ノ時期ニ改メテ考慮スルコトト致度

〔抹消〕
備考

〔指示事項ヲ抜萃スベシ〕

第五師団関係事項

一、教授力ノ充実ニ於ケル各學校ノ斯種教授力ハ頗ル低下セルモノト認ム〕〔前段ハ同感ナリ〕

〔抹消〕〔事変終了後ハ速力ニ配属學校ニ對シ各專任ノ配属將校ヲ配置セラル、様希望ス〕〔加筆〕尚教練教師ノ教授力向上ノ為ニハ各種ノ講習ヲ陸軍文部協議ノ上各師団ニテ行ハシムルカ又ハ陸軍省ニ於テ取計フ様考慮セラレタシ〕

〔加筆〕〔教練教師ノ講習会等ニ關シテハ陸軍、文部兩省協議ノ上実施方考究〔抹消〕致度〕〕
〔抹消〕〔前段同感ナリ〕

第六師団関係事項

一、教練資材ノ整備充実ニ関スル件

本問題ニ付テハ絶エズ地方學務當事者及學校長ヲ督励シツツアリ客年十月官普二〇七号ヲ以テ更ニ瓦斯防護ノ指導普及徹底及教練資材ノ整備方ニ關シ通牒ヲ發シタリ全國ニ於ケル其ノ整備情況ハ各學校長ヨリ提出ノ本年五月報告ノ學校教練情況報告書ニ依リ明カナル如ク各府県何レモ府県費ヲ以テ新資材ヲ整備セリ固ヨリ地方財政ノ都合上十分ナルヲ得ズト雖漸次充実スルニ至ルモノト認ム尚陸軍〔省〕ニ於テハ〔抹消〕〔加筆〕「今後教練振作上」〔可成速ニ〕新古品銃器払下〔抹消〕〔加筆〕「ノ」〔ヲ〕復活〔抹消〕〔加筆〕「ハ勿論教練ニ要スル」〔シ且〕新兵器ノ払下ヲ實行セラレンコトヲ要望ス

第八師団関係事項

一、教練教師ノ停年制ヲ制定スル件

昭和十二年一月徵募課長ヨリ普通學務局學務課長宛ニ該

問題ノ申出アリ既ニ調査研究シ居ルモ現下ノ情勢ニ於テハ実現スルコト全ク不可能〔ナルベシ故ニ〕〔ニ付〕更ニ将来ノ考究ニ待ツ〔ベキモノトス〕〔コトト致シ度〕

二、臨時採用ノ教練教師ノ俸給額ト解職後ノ就職斡旋方ニ関スル件

今次事変ニ依リ應召セル教練教師ハ現職ノ儘トシ俸給〔金〕〔全額〕ヲ給シ居ルヲ以テ之ガ補充ノ為臨時採用セル

教師ニ対シ財政上希望通りノ俸給ヲ給シ難キ場合アルハ

已ムヲ得ザルモノト了知セラレ度

第十師団關係事項

一、教練查閱官ハ查閱ノ所見ヲ學校長ニ対シテ開示スル如ク

陸軍現役將校配屬學校教練查閱規程第八条ヲ改ムルノ件

本問題ニ關シテハ寧口現在ノ儘ナルヲ適當ナリト思料ス

第十一師団關係事項

一、學校職員特ニ校長ニ対シ時局〔ヲ〕認識セシメ知育偏重ノ弊ヲ是正スルノ件

年 月 日 普通學務局長代
案 業務課長 (印) 8月23日 文書課長 (有原)
専門學務局長 (印) 送 8月24日 起案者 (佐藤)
實業學務局長 (印) 勤務
體育課長 (印) (主) (印) (主)
各宛

文部省ニ於テハ國体ノ本義ニ基キ訓育ヲ重要視シ知育偏重ノ弊ヲ打破スルコトハ多年ニ亘ル方針ニシテ近クハ本年五月地方長官會議、高等師範學校長、高等學校長、實業專門學校長會議ニ於ケル木戸文部大臣ノ訓示及本年六月師範學校長會議等ニ於ケル荒木文部大臣ノ訓示中ニモ特ニ指示セル所ナリ

第二十師團

北支那方面軍關係事項

何レモ所管外ナルヲ以テ〔回答ノ要ナキモノト認ム〕〔承ハリ〕置クコトト致度

別紙ハ共ニ添付ノコト

備考

(注記19)

官普一六七号 定決裁
8月23日 文書課長 (有原)
普通學務局長代 (印) 送 8月24日 起案者 (佐藤)
案 業務課長 (印) (主) (印) (主)
専門學務局長 (印) 勤務
實業學務局長 (印) (主) (印) (主)
體育課長 (印) (主) (印) (主)
各宛

昭和十二年度學校教練查閱報告中希望事項ニ關スル件
曩ニ一応〔御供〕〔高〕覽〔ヲ願ヒ〕〔ニ供シ〕タル標記ノ件ニ關シテ
ハ貴局〔課〕關係事項〔別紙〕ニ対シ回答文御作製ノ上本月二十七日迄ニ普通學務局長宛御回報相煩度

専門局 四通

実業局 二通

体育課 五通

普通局 一二通

〔普通学務関係〕
〔加筆〕

一、学務当事者查閱立会ニ就テ

埼玉県下及東京市立中等学校教練查閱ニ方リテハ学務当局ノ立会ヲ見ルモ其他官公私立学校查閱ニアリテハ監督学務当事者ノ立会殆ント絶無ノ状態ナリ、適當ナル指導ヲ望ム蓋シ各学校教練ノ実情ヲ認識セシメ且教練教師中伎倆往々老朽ナル者アルヲ以テ此等ニ関シテモ該立会者ヲシテ留意セシメ改善進歩ノ資ニ供セシムルヲ便トスレハナリ

〔近衛師団〕

〔第六師団〕

一、教練資材ノ整備充実ニ関シテハ大イニ努力シアルヲ認ムモ新操典ニヨル訓練及化学戦訓練ニ処スル諸資材等ハ未タ充分ナラサルモノアリ
県当局ニ於テ一層之等ニ関シ積極的ニ援助指導ノ要アルヲ認ム

〔第八師団〕

一、文部省ニ於テ教練教師ノ停年制ヲ制定スル如ク懲罰スルヲ可トス

〔第一師団〕

一、学校教練ニ対スル文部、地方府県当局ノ熱意協力ハ〔相当〕
認ムヘキモノアルモ尚教授力ノ増加、設備上ノ施設特ニ瓦斯防護資材ノ整備、教練ニ対スル教職員ノ熱意協力程度ノ視察激励等更ニ〔未消〕〔督励ヲ要スルモノアリ〕〔加筆〕〔配意ヲ煩ハシ度〕

〔第三師団〕

〔第八師団〕

理由

老齢者ハ潑刺タル意氣ト動作ノ敏活ヲ欠キ且ツ青年心理ノ把握困難ニシテ教練ノ振作期シ難シ而シテ一旦就任セル教師ニハ種々ノ情実ヲ生シ整理困難ナルヲ以テナリ

一、昭和九年五月学務部長会議ニ於ケル文部省指示事項学校教練担任教員充実ニ関スル件ニ於ケル学級数対教練教師数ノ標準ハ適宜ノ時期ニ於テ改正セラレンコトヲ望ム

〔第五師団〕

一、学級数ニ応シ教練専任教師ノ定員ヲ制定スルヲ可トス
理由

学校ハ動モスレハ教練教師ノ人員少キヲ望マントスル風アルヲ以テナリ尚今日ノ如ク配属将校ハ一各数校兼務ノ

一、教授力ノ充実ニ就テ

今次事変ノ為配属将校兼務多ク且ツ教練教師多数召集ニ遭ヒテ人員ハ例令補充シ得タリトスルモ素質十分ナラス為ニ

教授力ハ一般ニ低下セリ

県当事者其他ニツキ要請シ補充ニ努ムルハ勿論教練教師ノ講習会、見学等ヲ実施シ以テ其伎倆向上ヲ促進シツツアリ

〔下札 2〕

已ムナキ情況ヲ呈スル場合アルヲ願慮スレハ益々其要ヲ

(第八師團)

一、臨時採用ノ教練教師ノ俸給ハ努メテ高額ヲ給スルト共ニ解

職後ノ就職ヲ斡旋スルヲ要ス而シテ前者ハ文部省関係事項ナルヲ以テ当事者ニ慾漁セラレタシ

卷之四

地方ニ適任ノ教師絶無ナラサルニ非サルモ俸給額少キト
(三四拾円程度ニテ採用ヲ望ム学校アリ)解職後ノ就職
ヲ願慮シ臨時嘱託ヲ回避スル者アルヲ以テナリ

(第十師團)

一、教練査閱官ハ査閱ノ所見ヲ學校長ニ対シテ開示スル如ク陸

軍現役將校配属学校教練査閱規程第八条ヲ改メラレ度
学校教練ノ本旨並査閱ノ目的ニ鑑ミ學校長ノ監督指導下
ニアル学校教授課目ノ一タル教練ニ関スル所見ヲ配属將
校ニ対シテ開示スルハ不徹底且妥当ヲ欠クヲ以テナリ

(第十一師團)

一、学校職員特ニ校長ノ時局認識並教練理解ノ度ノ高下ハ直ニ

学校訓育方針ニ顕ハレ教練振否ノ根本原因トナレルヲ以テ此ノ機会ニ更ニ熱度ヲ向上セシメンコトヲ期シアルモ一方文部省ヲシテ智育偏重ノ弊ヲ一掃セシメ訓育ヲ最重視セシムル方針ヲ採ラシムル如ク善処セラレンコトヲ希望ス

(第二十師團)

一、諸種ノ行事ニ禍サレ教練時数ノ減少著シキヲ見ル　又条規

ノ研究不十分ニシテ終日野外演習並師範学校ノ軍事講習ノ為ニ一般ノ教練時数ヲ減スヘカラサルノ考慮ナキモノアリ

ス
精良機器ノ是時數々補足ニシテ立チシムノ如ク打撃七

一、教練査閲ノ所見ハ校長ニ対シ開示スル如ク改ムルヲ要ス

学校教練ハ校長ノ責任タルノ觀念ヲ強化シ其查閱ニ対スル

熱意ヲ向上スルノ要アリ 例ヘハ天津日本商業學校長ノ如キハ教練成績ハ全然自己ノ責任ニ非ルカ如キ冷淡不遜ノ態度ヲ以テ查閱官ニ対スルカ如キ尚此種謬見ノ一般學校長ニ浸潤シアル一証左ト認ムルヲ得ヘシ

(注記20) 事務官 (注記21) 佐藤

陸普第四四九〇号

印中谷田土黑乙印

昭和十二年度学校教練査閱報告中希望事項二

（藤野）
（岩松）
（柴沼）

普通學務局長
〔印〕藤野
學務課長
〔印〕岩松

昭和十三年七月廿六日 陸軍省副官 国分新七郎
（山川）
印
（有光）
（春山）（美作）

専門學務局長 印

文部省文書課長殿

實業學務局長
 (小笠原)


昭和十二年度学校教練査閱報告中将来ニ対スル意見等ニ関シ貴

省関係事項別紙ノ通ニ有之当該事項ニ付夫々指示致度ヲ以テ之
ニ関スル御意見來ル八月尽日迄ニ御回示相成度依命照会ス

〔加筆〕
二関スル御意見來ル八月尽日迄ニ御回示相成度依命照会ス

〔加筆〕
体育課長 ^(若原) 印 各掛長 ^(中佐) 印 ^(大西) 印 ^(田村) 印

〔普通〕
体育官 ^(小笠原) 印

〔加筆〕
備考

本件ニ關スル回答 ^(佐藤) 印 ^(加筆) ^(シテ)ハ関係局課合議ノ上分担

ヲ定メ作製スルコト、致度

一、学務当事者查閱立会ニ就テ

埼玉県下及東京市立中等学校教練查閱ニ方リテハ学務当局

ノ立会ヲ見ルモ其他官公私立学校查閱ニアリテハ監督学務

当事者ノ立会殆ント絶無ノ状態ナリ、適當ナル指導ヲ望ム

蓋シ各学校教練ノ実情ヲ認識セシメ且教練教師中伎倆往々老朽ナル者アルヲ以テ此等ニ関シテモ該立会者ヲシテ留意セシメ改善進歩ノ資ニ供セシムルヲ便トスレハナリ

〔普通〕

〔第一師団〕

一、教練ハ学校ノ德育及体育両方面ニ干与シ特ニ専門学校以上
ニ於テハ学生生徒ノ訓育ハ〔一二〕教練ニ俟ツ ^(抹消) ^(ノ外ナ) ^(加筆) ト多キ状態ナルヲ以テ之ヲ体操科ノ一部トセス独立セル
一科目トスルヲ要ス

〔普通〕

〔第一師団〕

一、学校教練ニ対スル文部、地方府県当局ノ熱意協力ハ〔相当〕
認ムヘキモノアルモ尚教授力ノ増加、設備上ノ施設特ニ瓦

〔普通〕
〔普通〕

斯防護資材ノ整備、教練ニ対スル教職員ノ熱意協力程度ノ
視察激励等更ニ「督励ヲ要スルモノアリ」〔配意ヲ煩ヘシ度〕
〔加筆〕
〔普通〕

一、高等専門学校以上ノ教練查閱ニ文部省ヨリ視察官ノ派遣ヲ
希望ス

当管内ノ専門学校以上ニハ本施設制定以来一回モ派遣セラ
レタルコトナクスケテハ専門学校以上ノ教練振作上遺憾ナ
シトセス毎年一校宛ニテモ派遣ヲ希望ス

〔普通〕

〔第三師団〕

一、昭和九年五月学務部長會議ニ於ケル文部省指示事項学校教
練担任教員充実ニ関スル件ニ於ケル学級数対教練教師数ノ
標準ハ適宜ノ時期ニ於テ改正セラレンコトヲ望ム

〔普通〕

〔第三師団〕

一、学校教練ノ必修
学校教練ヲ隨意課トナスハ幹部候補生制度及青年学校義務
制等ノ改善実現ニ伴ヒ考慮スヘキ問題ナルノミナラス同一
学府内ニ於テ教練修学ノ態度ニ二様アルハ其振作上ノ障碍
タルハ勿論之レカ指導ニ徹底ヲ欠キ而カモ下級学校在学生
徒ニ及ホス感作亦決シテ少シトセス速ニ必修課目ニ改善シ
内容ノ鞏化ヲ図ラレンコトヲ望ム

〔普通〕

老齢者ハ潑刺タル意氣ト動作ノ敏活ヲ欠キ且ツ青年心理
ノ把握困難ニシテ教練ノ振作期シ難シ而シテ一旦就任セ
ル教師ニハ種々ノ情実ヲ生シ整理困難ナルヲ以テナリ

^(加筆)
^(普通)校ニ対シテ開示スルハ不徹底且妥当ヲ欠クヲ以テナリ

^(重複)

(第八師団)

一、学級數ニ応シ教練専任教師ノ定員ヲ制定スルヲ可トス

理由

学校ハ動モスレハ教練教師ノ人員少キヲ望マントスル風
アルヲ以テナリ尚今日ノ如ク配属将校ハ一各数校兼務ノ
已ムナキ情況ヲ呈スル場合アルヲ顧慮スレハ益々其要ヲ

^(加筆)
^(普通)痛感ス

(第八師団)

一、臨時採用ノ教練教師ノ俸給ハ努メテ高額ヲ給スルト共ニ解

職後ノ就職ヲ斡旋スルヲ要ス而シテ前者ハ文部省関係事項
ナルヲ以テ当事者ニ懲憲セラレタシ

^(加筆)
^(普通)(体育課)

(第十一師団)

トハ将来国防上最モ肝要ナリ教学刷新ノ励行ヲ望ム

一、学校ノ種類学級數ノ多寡ニ応シ教練教師タル資格及數ヲ内
定シ高文試験合格者或ハ中等教員免状所持者タル一般教員
ト同格タラシメ之ヲ正式ニ教練科ノ正教員トシ書記兼務ノ
如キ教師ハ其以外ニ適宜嘱託採用セシムル如ク教練教師ノ
地位ヲ向上スルヲ要スルト共ニ教練科教員ノ補充ヲ必須的
タラシムル如ク制度ノ改革ヲ希望ス

一、教練査閲官ハ査閲ノ所見ヲ學校長ニ対シテ開示スル如ク陸
軍現役將校配屬學校教練査閲規程第八条ヲ改メラレ度

学校教練ノ本旨並査閲ノ目的ニ鑑ミ學校長ノ監督指導下
ニアル學校教授課目ノ一タル教練ニ關スル所見ヲ配屬將
校ニ対シテ開示スルハ不徹底且妥當ヲ欠クヲ以テナリ

^(加筆)
^(普通)校ニ対シテ開示スルハ不徹底且妥當ヲ欠クヲ以テナリ

(第十一師団)

蓋シ現在ノ如ク學校経費ノ余剰ヲ以テ雇傭的ニ取扱フニ於
テハ皇軍將校タル威信ヲ失墜シ教授上ノ威力ヲ欠キ教師自
身ノ向上的研究心ヲ消磨シ元氣潑刺ニシテ将来ニ希望ヲ有

スル良将校ヲ得ルコト能ハサレハナリ

若シ夫レ教練正教員タル資格附与等ニツキテハ自ラ方法ア

ルヘキヲ信ス

〔加筆
実業〕

(第十一師団)

一、学校職員特ニ校長ノ時局認識並教練理解ノ度ノ高下ハ直ニ
學校訓育方針ニ顯ハレ教練振否ノ根本原因トナレルヲ以テ
此ノ機会ニ更ニ熱度ヲ向上セシメンコトヲ期シアルモ一方
文部省ヲシテ智育偏重ノ弊ヲ一掃セシメ訓育ヲ最重視セシ
ムル方針ヲ採ラシムル如ク善処セラレンコトヲ希望ス

〔加筆
普通〕

〔加筆
専門〕

(第十四師団)

一、学生生徒ノ体位向上ニ就テ
学生生徒ノ体位向上ニ関シテハ夙ニ當局ノ唱導セラル所
ニシテ過般厚生省ノ創設ヲ見ルニ至リ将来着々具体策ヲ講
セラルコトト信スルモ學校教練方面ヨリ考慮シ之ニ関ス
ル意見ノ若干ヲ述フレハ左ノ如シ

(イ) 国民身体検査実施ニ就テ

体位向上ノ為ニハ先ツ厳密ナル体位ノ検査ヲ必要トシ其
ノ結果ニ基キ適応スル体育ヲ課セサルヘカラス之カ為國
家ノ規定スル身体検査ヲ少クモ左ノ時期ニ実施スルヲ可
トス

(第十二師団)

小学校義務教育完了年次

一回

中等学校ヨリ上級学校ニ転移スヘキ年次

一回

〔加筆
体育課〕

(ロ) 学校体育ニ就テ

学校体育ハ僅少ナル教練、体操武道ノ時間ノミニ依リテ
完成セラルヘキモノニ非ス課外ニ実施スル運動、競技、
其ノ他ヲ適正ナラシムルコトノ重要トスヘキハ言ヲ俟タ
サル所ナリ

〔ハ〕地方長官及直轄學校長ニ対シ教練ニ一段ノ熱意ヲ増加
セシムルコトハ啻ニ〔加筆〕〔抹消〕教練「ノ」振作「ニ必要ノミナラ
ト」〔加筆〕〔抹消〕〔ト〕國民精神總動員〔加筆〕〔抹消〕〔二極メテ緊要ナリ」〔資セシムルコ〕

従ツテ学生生徒ノ趣味嗜好ニ委シ偏傾過重身體ノ均齊ナ

ル発達ヲ妨ケ保健ヲ害シ体位ヲ損フニ至ルノ現況ニ在リ

加フルニ対校競技ニ基ク選手制ハ愈々此害ヲ倍加スルノ

弊ヲ生ス将来ハ第一項記述ノ検査ノ結果ニ基キ体育ノ統

制指導ヲ的確ナラシメ以テ学生生徒体位ノ向上ヲ適正ナ

ラシムルノ要アリ

(第二十師団)

(注記10)

「△」

(注記11)

「△」

(注記12)

「△」

一、諸種ノ行事ニ禍サレ教練時数ノ減少著シキヲ見ル 又条規

ノ研究不十分ニシテ終日野外演習並師範学校ノ軍事講習ノ

為ニ一般ノ教練時数ヲ減スヘカラサルノ考慮ナキモノアリ

将来極力不足時数ノ補足ニ力ヲ竭サシムル如ク指導セント

〔普通筆〕
ス

(注記13)

「文部省 官普167号 昭和13・9・16」

(注記14)

「檢了」「了」

(注記15)

「文部省 官普167号 昭和13・9・7」

(注記16)

「檢了」「了」

(注記17)

「?」

(注記18)

「文部省 官普167号 昭和13年8月30日」

(注記19)

「急」

(注記20)

「至急 供覽」

(注記7)

「合議413号」

(注記8)

「急」

(注記9)

「△」

(注記10)

「△」

(注記11)

「△」

(注記12)

「△」

(注記13)

「文部省 官普167号 昭和13・9・16」

(注記14)

「檢了」「了」

(注記15)

「文部省 官普167号 昭和13・9・7」

(注記16)

「檢了」「了」

(注記17)

「?」

(注記18)

「文部省 官普167号 昭和13年8月30日」

(注記19)

「急」

(注記20)

「至急 供覽」

(注記2)

〔□印〕
〔印〕

(注記22)

「文部省 官普168号 昭和13・7・27」

(注記23)

「裁決定 8月15日」

(下札1)

〔中山〕
〔⑩種別〕 ねー／聯繫 / 登錄追加 / 件名 各地方〔長〕〔府〕
〔捲頭〕〔鑑〕

宛 学務當局者学校教練查閱立会ニ関スル件 / 番号 官普一六

七／結了年月日 昭一〇一 一一 一一〇／保存年限 ムキ／枚数

一括

(下札2)

「普通学務局関係 以下添附」

〔「昭7年2月至昭15年7月 学校教練」
第2冊 文部省 3A, 32—7, 2450〕